



東京海上ホールディングス

東京海上グループ環境・人権基本方針

わたしたち
一人ひとりの行動が
未来をつくる。

2026年5月改定



Introduction

私たちの目指す世界

「ともに未来をつくろう。」

RESPONSIBILITY

東京海上グループは、社会に対する責任を果たすことを大切にします。
サステナビリティをあらゆる事業活動の中心に置くことで、グローバルに展開する保険グループとして、社会からの期待に応えていきます。

PURPOSE

私たちは、創業以来、お客様や社会の“いざ”をお守りすることをパーパス（存在意義）としています。

ECONOMIC AND SOCIAL VALUE

私たちは、事業を通じた社会課題解決によって、お客様、未来世代など、すべてのステークホルダーに価値を提供し、持続的に成長することで企業価値を高めます。

COMMITMENT

私たちは、環境と社会に対するコミットメントを示すために、環境・人権に関する基本方針を制定し、国内外グループ会社に共有しています。

ENVIRONMENT

私たちは、地球環境の保護や環境価値の創出を目指し、気候変動対策、再生エネルギー等のクリーンエネルギーの普及促進、自然災害への対応、自然資本・生物多様性の保全に資する環境基本方針を定めています。

HUMAN RIGHTS

私たちは、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、私たちの働き方や提供する商品・サービス、そして代理店や調達先などのビジネスパートナーに対する人権の配慮についての人権基本方針を定めています。

FUTURE GENERATIONS

私たちは、未来世代に対する責任を果たすべく、グループ全社員とともにこれらの方針の実践に取り組んでいきます。

パーパス

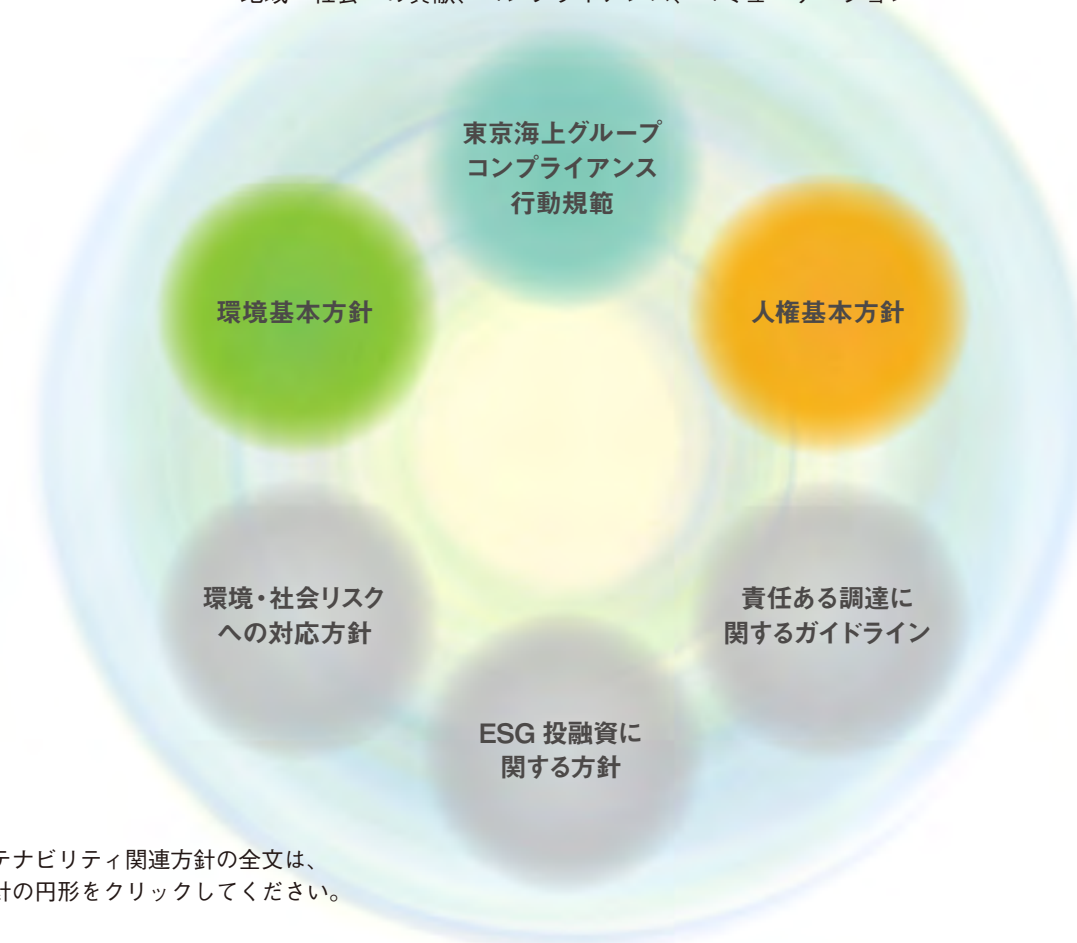
お客様や社会の“いざ”をお守りする

経営理念

お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき
企業価値を永続的に高めていきます

サステナビリティ憲章

商品・サービス、人間尊重、地球環境保護
地域・社会への貢献、コンプライアンス、コミュニケーション



※サステナビリティ関連方針の全文は、
上記方針の円形をクリックしてください。

Outline

環境基本方針

Environment

気候変動の対策

気候変動は、自然災害の増加・激甚化につながりうるグローバルな課題であり、保険業界にも直接的な影響があるため、当社が取り組むべき最重要課題として位置づけている。事業活動を通じて主体的に気候変動の緩和と適応に取組み、脱炭素社会への移行推進に貢献する。

再生エネルギー等のクリーンエネルギーの普及促進

気候変動の緩和の側面から、再生可能エネルギーの分野における商品・サービスの提供等を通じて、クリーンエネルギーの普及を促進し、脱炭素社会への移行推進に貢献する。

自然災害への対応

気候変動への適応の側面から、当社の災害対応における長年の経験に基づく知見を生かし、防災・減災に関する商品・サービスの開発と提供を通じて、自然災害に負けない社会づくりに貢献する。

自然資本・生物多様性の保全

自然資本・生物多様性の損失を止め、回復させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けて、自然関連課題の解決につながる商品・サービスの開発・提供を通じて、自然共生社会づくりに貢献していきます。

取組事例：

[気候変動への対応](#)

[自社の排出量削減に関する取組み](#)

取組事例：

[東京海上グループのトランジション支援](#)

取組事例：

[災害に強い社会をつくる](#)

[自然災害への対応](#)

[気候変動・自然災害リスク研究](#)

取組事例：

[地球環境の保護](#)

Outline

人権基本方針

Human Rights

雇用者としての人権尊重

社員一人ひとりが多様な価値観や働き方を認め合い、やりがいを感じられる職場環境の確保に向けて、各種法令を遵守し、人権の尊重に努める。

本業を通じた人権尊重

グローバル保険グループとして、人権を事業活動の中心に据え、商品・サービスの開発・提供を通じて、人権尊重の推進に努める。

バリューチェーンにおける人権尊重

ビジネスパートナーとともに、利益の追求を超えて、社会に対しての責任を果たしていく。事業のみならず、バリューチェーン全体において、人権尊重を推進させる働きかけに努める。

取組事例：

[人権の尊重](#)

[ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進](#)

取組事例：

[環境・社会リスクへの対応方針](#)

取組事例：

[責任ある調達に関するガイドライン](#)

[救済・苦情処理メカニズム](#)

環境基本方針

東京海上グループは、地球環境保護・環境価値創出がすべての人間、すべての企業にとって未来世代に対する重要な責務であるとの認識にたち、企業活動のあらゆる分野で、安心・安全でサステナブルな社会の実現に向けて取り組みます。

■ 事業活動を通じた地球環境の保護・環境価値の創出

事業活動において、気候変動対策を、クリーンエネルギーの普及促進、自然災害への対応等、気候変動の緩和・適応の両面から進め、自然資本・生物多様性の保全への取組みとあわせて、地球環境の保護・環境価値の創出を推進してまいります。

1. 気候変動の対策

グローバルな課題であるとともに、保険業界に直接的な影響があるため、本業である保険ビジネスはもとより、機関投資家、そしてグローバルカンパニーとして真正面から取り組むべき最重要課題として位置付けています。国際機関や政府、産業界、学術機関、市民社会等さまざまな機関・業界の皆様との建設的な対話や協働をふまえ、気候変動対策に主体的に取り組むことで、脱炭素社会への移行推進に貢献していきます。

2. 再生エネルギー等のクリーンエネルギーの普及促進

気候変動の緩和の側面から、再生可能エネルギーの分野における商品・サービスの提供等を通じて、クリーンエネルギーの普及を促進し、脱炭素社会への移行に貢献していきます。

3. 自然災害への対応

気候変動の適応の側面から、当社の長い歴史の中で蓄積した自然災害や防災・減災に関する知見を商品・サービスの開発や提供につなげ、事前・事後の安心・安全の提供を通じて、自然災害に負けない社会づくりに貢献していきます。

4. 自然資本・生物多様性の保全

地球環境を守るためには、気候変動対策に加え、自然資本・生物多様性の損失を止め、回復させる「ネイチャーポジティブ」の実現が不可欠です。当社は自然関連課題の解決につながる商品・サービスの開発・提供を通じて、自然共生社会づくりに貢献していきます。

■ 自社およびバリューチェーンにおける地球環境の保護と環境価値の創出

東京海上グループは、自社およびバリューチェーンにおいて、環境関連法令等および当社の同意した環境に関する各種協定を遵守しながら、環境負荷の低減と環境価値の創出に向けた取組みを進めてまいります。

1. 環境負荷の低減

資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出による環境への負荷を認識し、脱炭素・低炭素（温室効果ガス削減を含む）、資源循環、省資源・廃棄物削減、省エネルギー、グリーン購入、自然共生等をバリューチェーン全体の視点で推進し、環境負荷の低減に努めます。

2. 持続的環境改善と汚染の予防・軽減

目的・目標を設定し、取組み結果を検証することにより持続的に環境を改善し、環境マネジメントシステムを継続的に運用・改善することを通じて、環境汚染の予防・軽減に取り組みます。

3. 環境啓発活動および企業市民活動の推進

社内外に対して、環境保全に関する情報の提供、コンサルティング、啓発・教育活動を推進するとともに、良き企業市民として地域・社会貢献活動を推進し、環境保護の促進に努めます。

■ ガバナンス・管理体制

環境基本方針の改廃は、東京海上ホールディングスの取締役会において決定します。ただし、軽微な修正は経営企画部担当業務執行役員が行うことができます。また、方針の遵守状況と環境負荷の低減の取組みは経営会議等で審議のうえ、取締役会に報告し、適時適切に透明性のある情報開示に努めてまいります。

■ ステークホルダーエンゲージメント

東京海上グループは、地球環境の保全・環境価値の創出、自社およびバリューチェーンにおける環境負荷の低減等に向けて、未来世代、地域社会および先住民を含む様々なステークホルダーとの対話・連携・協働および積極的かつ定期的な環境啓発・情報発信に努めてまいります。

東京海上グループは、これらを推進するにあたり、以下※に示す環境に関する国際的な協定・イニシアティブ等を支持します。この環境基本方針はグループ全社員に通知して徹底するとともに、一般に公開します。

2021年12月21日制定
2024年10月22日改定

※ 国連持続可能な開発目標、国連気候変動枠組条約・パリ協定、仙台防災枠組 2015-2030、生物多様性条約・昆明・モントリオール生物多様性枠組、ラムサール条約、ワシントン条約、世界遺産条約、United Nations Communities of Ocean Action for supporting implementation of SDG 14、国連グローバル・コンパクト、国連環境計画・金融イニシアティブ、持続可能な保険原則、責任投資原則、気候関連財務情報開示タスクフォース、自然関連財務情報開示タスクフォース、CDP、21世紀金融行動原則、国連ビジネスと人権に関する指導原則

人 権 基 本 方 針

東京海上グループは、お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、企業価値を永続的に高めていくことを経営理念としています。この経営理念を実践するための基盤が、お客様、社会（取引先や市民社会組織を含みます）、社員、株主・投資家、未来世代等あらゆる人々の人権の尊重であり、当社は、あらゆる事業活動において、人権の尊重に取り組んでいます。「東京海上グループ 人権基本方針」（以下、「本方針」）は、これら経営理念および行動規範に基づき、バリューチェーン全体を含めたあらゆる事業活動における人権尊重を推進する姿勢を示すものです。

本方針において表明されている人権の尊重は、東京海上グループ各社の役職員（役員、社員、派遣社員などを含むすべての社員）の一人ひとりによって、実践されるものです。また、ビジネスパートナーに対して、本方針において表明されている原則の支持と実践を期待し、協働して人権尊重を推進することをめざします。

1. 人権の尊重

東京海上グループは、国際人権章典*1 および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」*2 に規定された基本的な人権を尊重します。そして、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」や日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」などの行動規範を支持し、これらの原則に基づく取り組みを実施してまいります。また、国連グローバル・コンパクトに署名し、その10原則を支持しています。

東京海上グループは、別紙に記載するその他各種の国際的なイニシアティブ等への署名・支持を通じて、保険引受や投融資、ソリューションの提供を含む事業活動においても人権を尊重し、また、保険商品・ソリューションの提供や投融資を通じた人権課題の解決にも取り組んでまいります。

東京海上グループは、事業活動を行う国や地域において適用される法規制を遵守します。国際的に認められた人権と事業活動を行う国や地域の法令に矛盾がある場合は、法規制を遵守しつつ、国際的に認められた人権の原則を尊重する方法を追求します。

東京海上ホールディングスの取締役会は、本方針に沿ったグループの人権の取り組みについて報告を受け、監督する責任を持ちます。経営会議およびサステナビリティ委員会は、執行機関等として方針や施策について審議・決定し、人権の取り組みを推進します。グループ各社の各部署は、主体的に、また、連携して、人権尊重に関する活動を推進していきます。

2. 人権尊重についての基本的な考え方

東京海上グループは、事業活動に関係する人権への負の影響を特定、評価、防止、軽減するために適切な人権デューディリジェンスを実施することに努めるとともに、これらについての説明責任を果たしてまいります。また、人権デューディリジェンスと関連する法規制が適用される場合は、その法規制に基づく取り組みも行います。東京海上グループの事業活動が人権への負の影響を引き起こしている、或いは助長していることが明らかになった場合は、適切な手続きおよび関係するステークホルダーとの対話を通じて、その是正・救済に取り組めます。

東京海上グループは、あらゆる事業活動において、気候変動や自然資本の損失といった環境問題、テクノロジー・人工知能（AI）の不適切な使用が、人権に影響を及ぼす可能性があることを認識しています。環境および社会リスクに対する当社の取組みは「環境・社会リスクへの対応方針」、また AI の使用においては、「AI ガバナンスに関する基本方針」に基づき、人権への負の影響の防止、軽減、是正、救済に努めます。

3. 雇用者としての人権尊重

東京海上グループがお客様や社会のあらゆる「いざ」をお守りする存在であるためには、「社員一人ひとりが多様な価値観や働き方を認め合い、やりがいを感じ仲間とともにいきいきと働いている」ことや、「人権を尊重した行動を積み重ね、すべての人や社会から信頼される」ことが不可欠です。東京海上グループは、労働時間や賃金を含む労働条件に関する法令を遵守し、安全と健康に配慮した活力ある職場環境の確保に努め、人材育成をはかります。したがって、東京海上グループ各社の役職員は、下記の人権の尊重を実践する主体であり、かつ、保護の対象となります。

・強制労働、人身取引の禁止

強制労働を認めません。また、債務労働や人身取引を含む、いかなる形態の奴隷労働も認めません。

・児童労働の禁止

児童労働を許容せず、法に定められた最低就業年齢を守ります。また、若年労働者を、危険有害労働に従事させません。

・結社の自由と団体交渉権

適用される法規制を遵守しつつ、グループ社員の結社の自由および団体交渉権に関する基本的な権利を尊重します。また、これらの権利を行使する組合の代表や組合員に対する、いかなる脅迫や報復措置も行いません。

・差別・ハラスメントの禁止

性別、ジェンダー、性的指向・性自認、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位または門地、心身の障がいなどに基づく、いかなる差別も行いません。また、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントを含め、身体的、精神的であることを問わず、いかなる形態のハラスメントも認めません。

・適切な労働時間管理と賃金の支払

労働関連法令を遵守し、適切に労働時間の管理や賃金・給与・報酬の支払を行います。また、労働者とその家族が基本的なニーズを満たすために十分な賃金の支払いに努めます。

・安全かつ健康的な作業環境の実現

労働安全衛生法を遵守し、衛生委員会の運営等を通じてグループ社員の身体的および精神的健康を損なうことのない、安全かつ健康的な職場環境の実現に努めます。

・多様性の尊重とインクルージョンの推進

グループ社員一人ひとりがお互いの個性と多様性を尊重し、意欲と能力のあるすべての社員がジェンダー・年齢・国籍・障がいの有無等に関わらず能力を最大限発揮することのできる環境を整備します。情熱とチャレンジ精神をもって取り組む社員に対して、キャリア開発と成長の機会を均等に提供するよう努めます。また、男女間の賃金等の格差の是正に向けて継続的に取り組み、真にインクルーシブで自由闊達な組織風土の実現に向けて、あらゆる社員が属性によらず、成果・実力・職責に応じて適正に評価・処遇を受けられるように努めます。

4. 本業を通じた人権尊重

東京海上グループは、商品やサービスの提供において、すべてのお客さまを公平に取り扱い、不当な理由に基づき差別することを禁止します。

お客様や社会の「いざ」を支えることで、あらゆる人や社会から信頼される存在をめざします。商品やサービスの提供において、人権への負の影響を防止・軽減するだけでなく、広く社会の安心と安全のニーズに応える商品やサービスを提供することで、すべてのお客さまの人権尊重を促進し、包摂的な社会の実現に貢献します。

また、個人のプライバシーを侵害しないよう、関係法令および東京海上グループ プライバシーポリシーに従い、お客様の情報をはじめ、個人情報管理には十分注意を払い、業務上必要な目的以外には利用しません。

東京海上グループは、人権リスクマップの策定等を通じて、当社が保険引受、投融資またはその他のソリューションの提供を通じて、直接的または間接的に関与するプロジェクトにおいて、次のような深刻度の高い人権

侵害が生じるおそれがあることを認識しています。保険引受、投融資またはその他のソリューションに係る判断プロセスやそれらの提供において、人権を含む環境・社会・ガバナンスの課題（ESG 課題）を考慮することに努めます。そして、人権への負の影響が引き起こされていると認識した場合には、東京海上グループとして適切に対応することにより、人権尊重を推進します。

- ①ハイリスクな状況 *3 による自社および取引先従業員並びに環境や地域住民に与える影響 *4
- ②自社および取引先の児童労働・強制労働
- ③関与しているプロジェクトによる強制移住等、先住民の権利の侵害
- ④関与しているプロジェクト、取引先の労働問題 *5

5. バリューチェーンにおける人権尊重

東京海上グループは、ビジネスパートナーとともに社会的責任を果たし、ともに持続的な発展を遂げることをめざしています。

東京海上グループは、ビジネスパートナーに対して、本方針および本方針に基づいて策定した「東京海上グループ 責任ある調達に関するガイドライン」の支持と実践を期待し、協働して人権尊重を推進することを目指します。

また、東京海上グループは、自社事業およびバリューチェーン（サプライチェーン）において奴隷労働および人身取引が生じないように努めるとともに、さまざまなステークホルダーにもその解決に向けた取組みを働き掛けてまいります。

6. 通報窓口・苦情処理

東京海上グループは、グループ各社の役職員が、人権の問題が懸念される事案について、報告・相談できるホットライン（内部通報窓口）を社内外に設置しています。社内外の窓口や監査役ホットラインの設置等を通じて、グループ各役職員に対し、複数の窓口と通報ルートを選択肢を提供しています。東京海上ホールディングスは、東京海上グループ各社による通報対応をモニターし、内部通報制度の適切な設置・運営に関する支援を行うことで、グループ各社の役職員が、報復を受ける心配なく、通報できる仕組みを整備しています。

また、東京海上グループは、あらゆるステークホルダーが、人権の問題が懸念される事案について、報告・相談できるホットラインを設置しています。人権への負の

影響等が明らかになった場合は、適切な手続きおよび関係するステークホルダーとの対話を通じて、その是正・救済に取組みます。

これらの報告・相談を理由とした、当該役職員本人や調査に協力した者に対する不利益な取り扱いや報復行為は決して許しません。また、匿名性の確保を徹底し、実効的な調査・是正措置を行うために必要な範囲でのみ情報共有を行うことで、報告・相談に関する秘密について厳重に管理しています。

7. 教育・啓発

東京海上グループは、グループ各社の役職員に対して、本方針の実践に必要な教育および能力開発等を行っていきます。また、人権に関する最新情報やツールを公開し、人権を尊重する文化の醸成に努めます。

（別紙）

○国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）・持続可能な保険原則（PSI）、責任投資原則（PRI）○ILO 多国籍企業宣言○労働における基本原則及び権利に関する ILO 宣言 ○子供の権利とビジネス原則 ○女性差別撤廃条約 ○OECD 多国籍企業行動指針 ○人権と環境に関する枠組み原則（国連総会決議）○先住民族の権利に関する国際連合宣言 ○独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO 第 169 号）○自由意志による、事前の、十分な情報に基づいた同意（free, prior, and informed consent：FPIC）の原則

* 1 国際人権章典は、「世界人権宣言」、とこれを条約化した「市民的および政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」の 3 つの文書の総称です。

* 2 ILO の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」は、「結社の自由および団体交渉権の効果的な承認」「あらゆる形態の強制労働の撤廃」「児童労働の実効的な廃止」「雇用及び職業についての差別の撤廃」「安全かつ健康的な作業環境」の 5 つの分野を、労働において最低限守られるべき基準として定めたものです。

* 3 紛争や政治的不安、腐敗が蔓延していることによる人権侵害が発生する可能性が高い状況

* 4 環境への影響（水へのアクセス、衛生など）、プロジェクトの警備担当による人権侵害、子どもの教育等への影響

* 5 強制労働、児童労働、ハラスメント、労働安全衛生、労働時間、賃金、外国人労働者の待遇

8. 報告・情報開示

東京海上グループは、人権方針の運用状況を継続的にモニタリングし、実効性を確保するため、必要に応じて改善していきます。また、社内外に対して人権尊重の取組みを定期的に開示し、透明性と説明責任の確保に努めます。

9. 改廃

本方針の改定および廃止は、取締役会において決定します。ただし、軽微な修正は人事部長が行うことができます。

本方針は、東京海上ホールディングス株式会社取締役会において承認されました。

2021年12月21日制定
2026年2月2日改定

Key Points

環境基本方針

2024年10月改定のポイント

1

自然資本・生物多様性保全の推進 ネイチャー・ポジティブを明示し、自然共生社会への貢献を強化

2022年12月に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、グローバルに自然共生社会づくりを充実することが期待されています。そこで、生物多様性関連規定において、タイトルを「生物多様性・湿地の保全」から「自然資本・生物多様性の保全」に改め、「ネイチャー・ポジティブ」を明示して自然共生社会づくりに貢献していく方針を示すことで、自然資本・生物多様性の保全に関する規定を充実しました。

2

環境負荷低減から「環境価値創出」へ拡大 自社およびバリューチェーン全体での価値創出を明確化

環境課題についてリスクと機会の両面からの対応が必要です。環境負荷低減関連規定において、タイトルを「バリューチェーンにおける環境負荷の低減」から「自社およびバリューチェーンにおける地球環境の保護と環境価値の創出」に改め、自社およびバリューチェーンとして、環境負荷の低減に加えて環境価値の創出にも取り組んでいくことを明示しました。

3

環境と人権は不可分であることを明確化 先住民・地域社会を明示し、対話・協働を強化

環境と人権には不可分の課題という側面があります。そこで、ステークホルダーエンゲージメント関連規定において、未来世代に加えて先住民および地域社会（IPLC*1）をステークホルダーとして明示し、環境・人権が不可分な課題でもあることを示した上で、対話・連携・協働に加えて積極的かつ定期的な環境啓発・情報発信に努めていくことを明示しました。

*1 Indigenous Peoples and Local Communities

Key Points

人権基本方針

2026年2月改定のポイント

1

グループの多様な事業活動を包含 保険・投融資に加え、ソリューションを明示

東京海上グループの事業活動が多様化し、保険や投融資に加えて、ソリューション事業の充実が進んでいます。また、2025年に人権リスクマップを改定したことを踏まえ、「本業を通じた人権尊重」において保険引受、投融資に加えて「ソリューション」を明示し、それらの提供において、深刻度の高い人権侵害が生じるおそれがあることを認識していることや環境・社会・ガバナンスの課題の考慮に努めていくことを明確化しました。

2

雇用者としての人権尊重の充実 労務管理や労働安全衛生、多様性とインクルージョンに関する取組みを充実

東京海上グループにおいてもっとも大切な資産は人であり、雇用者としての人権尊重は優先して取り組むべき課題です。「雇用者としての人権尊重」において、新たに「適切な労働時間管理と賃金の支払」「安全かつ健康的な作業環境の実現」に関する規定を追加しました。「多様性の尊重とインクルージョンの推進」に関して、男女賃金格差の是正に向けて継続的に取り組むことを明示しました。

3

環境・テクノロジー等の人権課題への対応 気候変動・自然資本・AI等による人権影響への対応を明示

環境と人権には不可分の課題という側面があり、テクノロジーや人工知能（AI）といった新しい人権課題が生じています。そこで、「人権尊重に関する基本的な考え方」において、気候変動や自然資本の損失、テクノロジー、AIの不適切な使用による人権への悪影響を認識していることを明示し、それらの人権への負の影響の防止、軽減、是正、救済に努めていくことを明確化しました。

Sustainability in Practice

環境基本方針・人権基本方針の実践

サステナビリティは、社員一人ひとりが自らの発意に基づく誠実で思いやりのある行動を積み重ね、組織やグループ全体、お客様や社会とともに実現していくものです。ここでは東京海上グループにおける実践事例を紹介します。

1. 社員一人ひとりの意識と行動

- ・ 日常業務において環境・人権への影響や価値創出を意識した意思決定を実践
- ・ 気づきや違和感を上司や専門部署に報告・相談し、課題を解決

- 事例 1 環境・人権関連研修受講を通じた対応力の向上
- 事例 2 上司や同僚との自由闊達・建設的な論議、必要に応じたホットラインの活用

2. お客様とともに（本業を通じた実践）

保険引受

- ・ 引受判断における環境・社会リスク（人権含む）の考慮
- ・ 再生可能エネルギー事業を保険提供により後押し

- 事例 1 大規模開発 / インフラ案件における環境・社会影響評価報告書、NGOや国際社会からの声の確認
- 事例 2 洋上風力・太陽光発電等へのリスク調査に基づいた保険提供

投融資

- ・ 投融資判断における環境・社会・ガバナンス要因の考慮
- ・ サステナビリティ・テーマ型投融資、環境・社会課題の解決に資するインパクト投資の実施

- 事例 1 投融資におけるネガティブスクリーンの実施
- 事例 2 災害対策を目的とする地方債の購入

ソリューション

- ・ 防災・社会課題の解決に資するサービス提供
- ・ 人権・環境配慮を組み込んだ案件形成

- 事例 1 気候変動（緩和・適応）・自然・レジリエンス（防災・減災）関連課題の解決に資するコンサルティングサービスの提供
- 事例 2 カーボンクレジット創出プロジェクトにおける人権リスク評価サービスの提供

3. バリューチェーンや社会の皆様とともに

- ・ 環境保全や地域支援などの活動を通じて社会課題の解決に寄与
- ・ 取引先・代理店と連携し、人権・環境配慮の取組みを推進
- ・ 先住民や地域社会（IPLC）との対話・共創を実施

- 事例 1 環境 NGO と連携したマングローブ植林による価値共創
- 事例 2 「東京海上グループ責任ある調達に関するガイドライン」の周知
- 事例 3 取引先や代理店と連携した人権インパクト分析の実施



References

サステナビリティ関連の国際枠組・レポート・ガイドライン

東京海上グループの取組みの背景となる国際枠組や動向について、さらに理解を深めたい方は以下をご参照ください。

1. 気候変動

- ・ [国連気候変動枠組条約 \(UNFCCC\) パリ協定](#)
気候変動問題に関する国際枠組
- ・ [気候変動に関する政府間パネル \(IPCC\) 評価報告書](#)
気候変動の科学的知見

2. 自然資本・生物多様性

- ・ [国連生物多様性条約 昆明・モントリオール生物多様性枠組 \(GBF\)](#)
自然資本・生物多様性に関する国際枠組
- ・ [生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム \(IPBES\) 評価報告書](#)
生物多様性・生態系サービスに関する科学と政策の統合

3. 人権

- ・ [国連「ビジネスと人権に関する指導原則 \(UNGPs\)」](#)
企業の人権尊重責任に関するガイドライン
- ・ [国連指導原則報告フレームワーク](#)
企業の人権尊重責任に関する報告ガイダンス

4. その他

- ・ [OECD 多国籍企業行動指針](#)
グローバル企業のための責任ある企業行動指針
- ・ [世界経済フォーラム グローバルリスクレポート](#)
気候変動・生物多様性・社会課題を含むグローバルリスクの全体像



TOKIO MARINE

東京海上ホールディングス株式会社

東京都千代田区大手町 2-6-4 常盤橋タワー 〒100-0004
Tel. 03-6704-7700 (代表)